

2. 基本目標と施策の内容

基本目標 1 一人ひとりを認め合う意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、男性・女性にかかわらず、一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、それぞれの能力や個性を認め合うことが非常に重要なことです。

憲法では、個人の尊重、法の下での平等がうたわれていますが、内閣府の世論調査の結果から家庭、職場及び地域など生活の場では、男性優位の不平等感や女性の家事労働時間が長いなど性別役割分担意識[※]が残っていることがわかります。

本市における平成29年度の市民意識調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見は約7割[※]となり、市民の意識は変わってきていますが、未だ性差別による偏見や格差は存在しています。講演会等のアンケート結果からは、「男女共同参画」に対する理解や「男女共同参画社会の実現」を必要とする、概念的な意識改革は進んでいると見ることはできますが、実際の行動へ結びつくまでに至っていないのが現状です。男女とも、ひとりの市民として積極的に社会参画していく行動につながる意識改革が重要な課題となっています。また、男女平等になるために必要なこととして「偏見や固定観念、習慣などを改めること」、「一人ひとりの違いを受容する努力が必要」が高い割合を示すなど、多くの市民が「ジェンダー[※]意識」にとらわれていることを示しています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法[※]が施行され、被害者の相談体制や保護体制の整備が進められていますが、「世間体」や「あきらめ」、あるいは「女性に対する暴力は家庭内で解決すべき私的な事柄である」という考えから、なかなか表に出にくい現状にあります。

法律や制度が整備されても、それを必要とする人が知り、活用しなければ制度は生かされません。また、性別役割分担意識[※]やジェンダー[※]意識、あるいは人権に対する意識など、一人ひとりの「意識」が変わらなければ男女共同参画社会の形成は進みません。

このため、男女共同参画は自らの生活に深くかわかることであるという認識をなおいっそう浸透させるとともに、性別による役割分担意識解消の啓発、学校や家庭での男女平等の視点に立った男女共同参画教育、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成、セクシュアルマイノリティ（LGBT等）[※]への理解、法律や制度の周知など男女共同参画社会の実現に向けて踏み込んだ意識づくりと行動を促すことが重要な課題となっています。

※性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方などがあります。

※反対意見の約7割は、「どちらかといえば反対」の意見も含まれています。

※ジェンダー

生物学的な性別である「セックス（Sex）」とは別に、『男とはこうあるべき、女とはこうあるべき』と社会的に作り上げてきた意識に基づく性別を「ジェンダー（Gender）」と表現します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）、DV防止法 7ページに掲載

※セクシュアルマイノリティ（LGBT等） 8ページに掲載

(1) 人権を尊重する意識の啓発

男女共同参画社会の形成にあたって大切なことは、一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、それぞれの能力や個性を認め合うことです。市民一人ひとりの人権意識、男女共同参画にかかわる意識の高揚に向けた啓発活動や調査活動、情報の収集や提供の充実を図ります。

【基本施策】①男女共同参画意識の啓発

施 策 の 内 容	担当課所等
a 広報のしろや市ホームページに男女共同参画にかかわる記事等を定期的に掲載します。また、地元新聞など様々な媒体を使って啓発します。	市民活力推進課
b 男女共同参画に関するフォーラムや講座などを開催するとともに、必要に応じて、各地域で出前講座などの啓発活動を行います。また、これらの開催にあたっては、各世代及び男女が区別なく参加できるよう工夫します。	市民活力推進課
c 生涯学習関連事業を進める際は、男女共同参画に配慮したプログラムを編成するなどして啓発の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ振興課
d 国の男女共同参画週間 [※] や県の男女共同参画推進月間 [※] などと連動し、相互に連携しながら、街頭キャンペーンなどの啓発活動を行います。	市民活力推進課
e 男女共同参画にかかわるキャッチフレーズなどを募集し、様々な場面で活用します。	市民活力推進課
f 関係機関からの案内や情報の提供、関係図書配置などを行う男女共同参画にかかわる情報コーナーの充実を図ります。また、図書館では「男女共同参画週間 [※] 」や「女性に対する暴力をなくす運動 [※] 」期間等に関連資料をわかりやすく展示します。	市民活力推進課 図書館 関係各課
g 男女共同参画に関する市民意識の把握を定期的に行うほか、国・県・関係機関の調査データを収集し、関係施策などへ反映します。	市民活力推進課
h 国・県・関係機関との連携強化に努めるとともに、庁内でも関係各課との連携を図ります。	市民活力推進課 関係各課
i 一定規模以上の企業等について、管理職等への女性の登用状況を調査し男女共同参画推進の基礎データとして活用します。	市民活力推進課

※「担当課所等」には、二ツ井地域局の関係各課も含まれます。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的に、配偶者や恋人、パートナーなどの親密な関係にある者から振るわれる暴力のことをいいます。その被害者の多くが女性です。身体的な暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。

※DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、家庭内に潜在してきた女性への暴力について女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。暴力と女性への人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、婦人相談所や相談員の位置付け関係機関相互の連携協力の義務付けなど被害女性支援のための仕組みを規定しています。平成19年には無言電話や夜間の電話などの禁止、被害者の親族等への接近禁止など保護命令制度を拡充、また、平成26年には法律名を改め、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡充した改正がなされました。

※男女共同参画週間、男女共同参画推進月間、女性に対する暴力をなくす運動 8ページに掲載

※男女共同参画週間

男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて6月23日から6月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われ、また気運の醸成を図るため広報啓発活動などを全国的に行っています。

※男女共同参画推進月間

秋田県では、男女共同参画推進の活動が一過性のものでなく県民運動的に広がっていくようにと、毎年6月を男女共同参画推進月間として条例に定めています。

※女性に対する暴力をなくす運動

本来暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず許されるものではありませんが、暴力の現状などから特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があるとされており、男女共同参画推進本部では毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを全国的に行っているほか、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

※セクシュアルマイノリティ（LGBT等）

今まで典型的とされていたかたちとは、違う性のあり方を持つ人のことをいいます。

LGBTをはじめ、多岐に渡っています。

◎LGBTとは

Lesbian（レズビアン）	同姓を好きになる女性
Gay（ゲイ）	同姓を好きになる男性
Bisexual（バイセクシャル）	同姓を好きになったり異性を好きになったり、好きになる相手の性別にこだわらない人
Transgender（トランスジェンダー）	出生時に割り当てられた性別と自分が認識している性別が異なる人

の頭文字をとった言葉です。



6月の男女共同参画推進街頭キャンペーンの様子

【基本施策】②人権を尊重する意識の啓発と育成

施 策 の 内 容	担当課所等
a 人権擁護委員※との連携強化に努めるとともに、男女がお互いの人権を尊重する意識の啓発を行うほか、人権相談窓口の周知を行います。	市民活力推進課
b DV※やセクシュアル・ハラスメント※、児童虐待や高齢者虐待に対する市民の意識と関心を高めるための啓発を行うとともに、これら被害に関する相談窓口の充実とその周知及び民生・児童委員など関係機関の連携の強化に努めます。	市民活力推進課 総務課 子育て支援課 長寿いきがい課
c 成人講座や寿大学などの社会教育事業において、人権尊重意識の啓発と育成が図られるよう努めます。	生涯学習・スポーツ振興課
d 学校では、男女相互の性を尊重する意識を高めるため、教科などとの関連を図った「性に関する指導」の年間計画を作成し、指導の強化に努めます。	学校教育課

※人権擁護委員

人権の侵犯を監視・救済・人権思想の普及高揚に努める委員です。人権擁護委員法に基づいて市町村（特別区を含む）に置かれ、市町村長の推薦によって法務大臣が委嘱します。能代市の人権擁護委員は14人です。

※DV 7ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動の事を言います。雇用の場においてはそれに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることを言います。



能代市立図書館の図書展示コーナーにて、
男女共同参画をテーマとした企画展示を実施

(2) 男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

男女が、性別役割分担意識※やジェンダー※意識にとらわれ、自らの生き方を狭めてしまわないようにするため、学校・家庭・地域などにおいて、一人ひとりの個性や能力、違いを認め合ってお互いの生き方や人権を尊重するよう、男女平等の視点に立った男女共同参画教育の充実に努めます。

【基本施策】①学校・幼稚園・保育所等における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 学校の教育活動全般において、他人を思いやる心やお互いの立場を尊重することなど豊かな心が育まれ、男女共同参画意識が培われるよう努めます。	学校教育課
b 教職員や保育士に男女共同参画教育に関する情報を提供するとともに、研修機会の確保に努めます。	市民活力推進課 学校教育課 子育て支援課
c 男女共同参画教育に係る指導資料の有効活用に努めます。	学校教育課

【基本施策】②家庭における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 家庭教育に関する講座等を通して、日常生活の中で家事や育児、介護など男女が協力して家庭を築く男女共同参画のあり方や、子どもの能力や個性などを大切に、性別にとらわれない視点に立った子育てなどについて学習機会が持てるように努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 各社会教育施設 子育て支援課

【基本施策】③地域における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 地域においては、出前講座などの学習機会を通じて、男女共同参画意識の醸成を図ります。〔「男女共同参画意識の啓発」に主掲載〕	市民活力推進課 生涯学習・ スポーツ振興課
b 成人講座や寿大学などの学習活動や学習機会の情報提供及び相談活動の充実、各地域の施設の機能を活かした生涯学習関連事業を推進する中で、地域における男女共同参画意識の醸成が図られるよう努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 公民館

※性別役割分担意識、ジェンダー 6ページ参照